

第1節 市民生活安定のための緊急対策

関係各部

大規模な災害が発生した場合は、人命の喪失等大きな混乱状態が予想される。市は、生活の安定、再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、緊急措置を講じるとともに、災害の規模や程度に応じて、貸付など必要な措置及び被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設及びその広報を行う。

具体的な施策については、第2編第3章第1節「市民生活安定のための緊急対策」に準じる。

第2節 激甚災害の指定

本部室 関係各部

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早急に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

具体的な施策については、第2編第3章第2節「激甚災害の指定」に準じる。

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

関係各部

民心の安定及び経済的・社会的活動の早急な回復を図るため、災害により被災した公共施設の災害復旧は、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、事業計画を速やかに策定し、迅速に実施する。

具体的な施策については、第2編第3章第3節「公共土木施設の災害復旧計画」に準じる。